

令和 8 年度嘉麻市歯周疾患検診の実施要領

1. 目的

歯周疾患検診は、健康増進事業(健康増進法第 17 条第 1 項及び 19 条の 2 に基づき市町村が行う事業)で定められた事業であり、国が定める『21 世紀における国民健康づく運動(健康日本 21(第 2 次))』では、「80 歳における 20 歯以上の自分の歯を有する者の割合及び 60 歳における 24 歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加」「定期的に歯科検診を受けている者の割合の増加」等が目標に掲げられている。

歯周病は、日本人の歯の喪失をもたらす主要な原因疾患である。歯周病は、成人期において未だに有病者率等が高率であること、全身疾患や生活習慣との関係が注目されていること等から、より一層の歯周病予防対策の推進が求められている。そのため、生涯にわたって歯・口腔の健康を保つために、歯周組織の健康状態を検査して、結果に基づいた適切な指導を行い、日常的に自らが予防に努めることが重要である。

本市においても、歯周疾患検診を通じて、将来的な歯の喪失につながる歯科疾患の早期発見及び口腔保健意識の向上を図り、市民の健康水準の向上に資することを目的とする。

2. 対 象 者 実施年度(4 月 1 日～翌年 3 月 31 日)に 20 歳、30 歳、40 歳、50 歳、60 歳、70 歳を対象とする。

3. 検 診 期 間 実施年度受診券到着～翌年 3 月末日

4. 検 診 内 容

- ① 問診
- ② 口腔内検査(現在歯の状況/喪失歯の状況/歯周組織の状況/口腔清掃状態/その他所見)
- ③ 歯科保健指導(検診結果の説明・指導)

5. 検診自己負担金 500 円

6. 検診料免除の対象 以下の対象者は受診時に必要書類の提出・提示で検診料無料とする。

- ① 生活保護世帯…印鑑登録証兼医療カードの提示
- ② 市民税非課税世帯…非課税世帯を証明する書類

7. 検 診 委 託 料 課税者 3,900 円(税込)
非課税者 4,400 円(税込)

8. 検診要領および請求方法

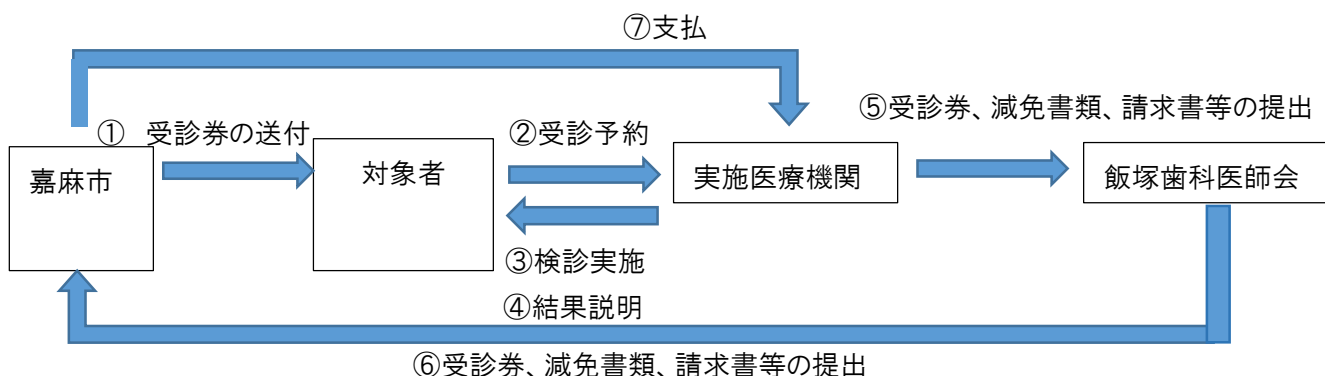
- ① 嘉麻市健康課から対象者に受診券等(※)が郵送される。

※「案内通知(兼医療機関リスト)」「歯周疾患検診受診券(様式①)」「歯周疾患検診結果のお知らせ(様式③)」が郵送される。

希望する飯塚歯科医師会登録歯科医院へ対象者が予約を入れ、当日「歯周疾患検診受診券(様式①)」「歯周疾患検診結果のお知らせ(様式③)」、検診自己負担金もしくは検診料免除の書類を持参する。実施医療機関は、検診自己負担金の領収もしくは検診料免除の書類の提示・提出を確認し、「歯周疾患検診受診券(様式①)」裏面の減免書類の確認欄に必要事項を記載する。

- ② 飯塚歯科医師会登録歯科医院は、対象者への検診を実施し、対象者が持参した「歯周疾患検診受診券(様式①)」裏面に健診結果を記載する。
- ③ 「歯周疾患検診結果のお知らせ(様式③)」に必要事項を転記し受診者に渡す。検診結果の説明、必要な指導まで行う。
- ④ 検診後、実施歯科医院は「請求書(様式④)」に「歯周疾患検診受診券(様式①)」、検診料免除の対象には必要書類と共に、翌月 10 日までに飯塚歯科医師会に提出する。
- ⑤ 飯塚歯科医師会は、各医療機関から提出された書類を翌月 20 日までに嘉麻市健康課に提出する。
- ⑥ 検診料が嘉麻市健康課より実施医療機関へ支払われる。

<嘉麻市歯周疾患検診の流れ(図)>



9. その他

検診の結果、治療が必要な場合は治療については保険診療となり、一部負担金が生じることを受診者に説明し、了解の上で治療を行う。